

令和8年度直方市地籍調査業務委託（外注）入札参加資格要件

直方市が発注する地籍調査業務委託（外注）に係る入札参加資格については、つぎの各項目の全てに該当する事業者であることとする。

1. 福岡県内に本店（本社）が所在し、直方市建設工事等競争入札参加資格者名簿（業種：測量）に登載された事業者であること。
2. 地籍調査業務委託（外注）共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第5条第1項及び第2項に定める主任技術者を配置できる事業者であること。
3. 一筆地調査実施日に、主任技術者が同行しない場合は、地籍調査業務委託（外注）共通仕様書第5条第3項に定める現場代理人を配置できる事業者であること。
4. 上記2. 及び3. に定める主任技術者及び現場代理人は、入札公告の日において、入札参加を希望する事業者が直接雇用している者（注1）であること。
※注1：「入札参加を希望する事業者が直接雇用している者」とは、雇用契約において、雇用期間に定めがなく、健康保険等に加入している者とする。
ただし、事業者が中小企業等協同組合法で定める事業協同組合である場合は、公告の日における組合員または組合員が公告の日において直接雇用している者も、事業者が直接雇用している者とみなす。
5. 一筆地調査実施日には、主任技術者又は現場代理人以外に、次の（1）～（3）に記載する業務を行う技術者（1名以上）及び（4）に記載する作業を行う作業員（1～2名程度）を配置できる事業者であること。
 - （1）調査結果の調査図素図への記載業務
 - （2）地籍調査票の整理業務
 - （3）筆界点番号の整理業務
 - （4）境界標の運搬及び境界標設置等の作業
6. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
7. 直方市建設工事に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を現に受けていないこと。
8. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。